

令和5年度

第4回島根県公共事業再評価委員会議事録

令和5年10月30日（月）

島根県

令和5年度 第4回島根県公共事業再評価委員会議事録

件名	令和5年度 第4回島根県公共事業再評価委員会
日時	令和5年10月30日（月）13:00～15:00
場所	島根JAビル本館5F 大会議室
出席者	<p>●委員 今井順一、上野和広、常國文江、寺田哲志、豊田知世 長廻英夫、松浦俊彦、三輪淳子</p> <p>●県 土木部 次長、土木総務課長 道路建設課 企画調査 課長補佐 他 国道建設 課長補佐 他 河川課 河川海岸整備 課長補佐 他 河川開発室 室長 他 砂防課 砂防/急傾斜保全 課長補佐 他 港湾空港課 港湾建設/港湾計画 課長補佐 他 農林水産部 参事 水産課 計画課長補佐 他 事務局 技術管理課長 他</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議題次第 ・令和5年度 第4回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・令和5年度 公共事業再評価対象事業箇所表 ・第4回委員会（対応方針の決定）審議フロー ・令和5年度島根県公共事業再評価委員会スケジュール（案） ・質問・意見等 回答一覧 ・質問・意見等 回答一覧【別添資料】 ・意見具申（暫定案）

1. 開会

2. 挨拶（土木部次長）

3. 議事

<再評価委員会について>

◎委員会が成立していることについて、事務局から報告

<審議フローについて>

○（事務局）対象事業箇所ごとに次のことを繰り返します。再評価担当課の方から宿題又は追加資料等の説明があれば、説明を行います。そして、会長の方が、抽出の担当委員の方に対応方針について意見を聴取という形になります。その後に、担当された委員が対応方針について意見を述べていただきます。そのときに質問等があれば、再評価の担当課の方が回答するという形になります。その後、会長の方から他の委員の方に意見の聴取を行います。また質問等があれば、再評価の担当課のほうで回答するという形になります。その後、他の委員の補足意見などがあれば対応と、その後、会長の方が委員会としての対応方針についての確認を行いまして、その後、各委員に承認をしていただきまして、対応方針の決定という形になります。それを抽出の事業ごとに繰り返すという形になります。以上です。

<議事進行>

○（事務局）これからの進行は、委員会設置要領第5条第1項の規定により、寺田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

<会長挨拶>

○（会長）こんにちは。よろしくお願いします。

今日、再評価委員会4回目ですが、今年度はコロナ以前のスタイルでやっています。最初の委員会で書類説明していただき、抽出地区を決め、その後、現地調査を2日間実施しました。その上で、具申案を委員の方に既に書いていただいておりますが、その具申案を書く上で、まだ聞き足りないことっていうのを、今日、はっきりさせる日になっていると思

います。そういう質疑応答にしていきたいと思っています。

ただ、時間もそんなに長く取れないので、てきぱきと進めていきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

<議事録署名者の指名>

◎会長が議事録署名者を指名

○（会長）1回目の委員会で意見具申を担当する地区を各委員に割り振ったのですが、再度事務局から一度確認していただいております。お願いします。

○（事務局）それでは、番号と地区名と委員さんのほうを言いますので、御確認ください。

まず1番、農山漁村地域整備交付金 津戸地区、これが豊田委員。5番、安来インター線 社会資本整備総合交付金事業 島田2工区、これが三輪委員。7番、斐川上島線 社会資本整備総合交付金事業 武部2工区、これが坪倉委員。9番、益田種三隅線、防災安全交付金事業 西河内工区、これが松浦委員。11番、矢原川ダム建設事業、これが上野委員。13番、広域河川改修事業 佐陀川、これは長廻委員。15番、広域河川改修事業 新内藤川、これが吉岡委員。20番、港湾改修事業 益田港高津地区、常國委員。22番、事業間連携砂防等事業、旭が丘地区、これが今井委員。以上です。

<再評価対象事業箇所の審議>

（1）宿題返し、対応方針の決定

○（会長）担当委員に間違いないと思いますが。大丈夫ですね。では、審議に入ろうと思います。

今日の審議の順番は、事業全般に係る項目、第1回再評価委員会で県に依頼した環境配慮事項について、2から8については県事業課から説明を受けたいと思います。その後に、本題の対象事業箇所の対応方針の審議を議事次第4ページの順で行いたいと思います。事務局からの説明していただいたフローの流れで実施したいと思います。県から宿題などの説明は、第2回、第3回で終わることではなく、新しいものについて説明をしていただきます。時間配分は、1事業当たり10分間程度を目途に行おうと考えています。本会議を概ね3時から4時頃に終えたいと思っていますが、もし長くなるようでしたら、1回休憩を

入れます。

それでは、最初に、A3横長の令和5年度島根県公共事業再評価委員会、質問、追加資料等一覧の整理番号（1）、全体に関する事項、環境配慮事項一覧について説明をお願いします。

○（事務局）（1）番の環境配慮に係る受注者の取組と発注者の取組状況の確認手法についてというのを事務局の方から説明いたします。これにつきましては、1つめくっていただいて、A3横長の一覧表で説明いたします。これにつきましては、第1回再評価委員会時に環境配慮事項の取組について、何らかの書類を見せてほしいと、この委員会のほうで要望がございましたので、それを受けて作成したものでございます。

それでは、この環境配慮シートについて、説明します。

まず、選定している項目があります。左から2列目ですが、これについては、島根県の環境生活部で作成しております環境配慮指針の配慮時期っていうのが、左から4列目にあるのですが、実施事項に丸が記入しているもの、これを一つ掲載しています。それプラスし、環境配慮取組シートといいまして、これは、第1回委員会の際に環境配慮事項の中に写真等を用いて説明させてもらったペーパーがあったのですが、それがこの赤く着色しているところ、この2つの種類を合わせたものがこの表になっております。

それぞれの地区ですが、直近の本格的な工事について作成をしております。矢原川ダムにつきましては、本格的な本体工事に着手していないため、それを除く8地区について取りまとめております。

それで、まず凡例のほうの説明です。左から2列目、まず、この黄色いところですけど、これは県が公共工事をする上で守る必要があるものです。公共工事共通仕様書で定められている項目が黄色の着色部です。それから、それぞれの地区のところなんですけど、各地区の中で左側、受注者の対応というところ、こちらのほうに丸があるというのは、環境に配慮すべき項目がその工事に該当するかどうかで丸をつけております。該当しないのは黒で着色しております。それで、左側の受注者が対応欄に丸があるところのうち、発注者のほうへ書類で確認すべきものが、右にも丸がついております。発注者が現場で確認をしていますが、書類とかで確認できない項目、あるいは施工業者が発注者に対して書類の提出の必要のない項目はマイナスのしるしですね、バーをつけております。バーがついているからといって、現場で実施していないということではありません。

それでは、今回、最初ですので、丸がついている項目を簡単に1つずつ説明したいと思

います。

まず、1番の環境への負担の少ない循環型社会の構築、(1) さわやかで心地よい大気環境を確保しますというところの1) 番です。地域住民の日常の生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努めるということで、工事を実施する上で、地元の調整とか、こういったのは必ず発生しますので、全ての地区が該当いたします。ただ、それを書類として提出することはないので、発注者による確認はバーにしております。

その下、行きます。5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努めるということで、これは黄色の着色で、島根県の公共工事共通仕様書で定められているため、全ての地区、今回該当しておりまして、書類による提出で確認ができますので、両方とも丸ということにしております。

その下、6) 番、エコドライブ運動の推進に努めるということですが、これについても全ての工事、該当ですが、書類としての提出は特に求めていませんので、右側はバーにしています。

それから、7) 番、建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める、それから、8) 良質な燃料（軽質軽油や低硫黄軽油等）の使用に努める。ということですが、これにつきましても全ての工事、該当ですが、書類としてこれは提出を求めておりません。実際、施工業者のほうは、こういった機械等を毎日点検しているはずですが、こちらのほう提出は求めてはおりませんので、全てバーにしています。

次、行きます。12) 番ですね、切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努めるということで、これは工事の中に植生がある工事について丸をつけています。該当が斐川上島線、益田種三隅線、それから旭が丘地区、以上の3地区については植生を実施しています。これは図面とかで書類が出てきますので、これは両方丸にしております。

次、13) 番、車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努めるということですが、安来インター線、斐川上島線、益田種三隅線につきましては、タイヤ洗浄機等による施設を置いていますので該当になるのですが、それに伴う書類の提出は求めておりませんので、右はバーにしています。

それから、14) 番、防じんシート等の設置や散水に努めるということですが、これは安来インター線、斐川上島線、益田種三隅線の県道工事につきましては、ごみですとかほこりの舞い上がりを防止するための散水を行っています。あと、河川のほうですが、佐陀川、新内藤川につきましては、シルトフェンスを行っております。それから、益田港、高津地

区については、捨て石を行っています。以上のようなことで防じんシートの代わりに設備を設置しております。ただし、書類としての提出義務はないので、左が丸で、右はバーにしています。

それから、(2) きよらかで豊かな水環境を確保しますということで、2)番、雨季における大規模な土工工事の回避に努めるということですが、これは川の中の工事なのですが、佐陀川のほうはこれ、樋門の設置工事ですので、これは雨季を避けて工事を行う必要がありますので、両方丸にしています。一方で、新内藤川のほうは、これは土工工事のみでございまして、出水期でも適正な断面を確保して実施していますので、これは該当がないということとしています。

それから、3)番、工事の各段階での調整池（沈砂池）の設置及び適切な管理に努めるということですが、安来インター線、斐川上島線につきましては沈砂池の設置をしています。それから旭が丘地区ですが、ボーリングを行うので、汚泥水を流下させるわけにいかないで、沈殿池を設置しています。

それから、4)番、切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努めるということで、これは再掲と書いてありますが、この左から3列目に関連する項目のところに、ここでいいますと1番、(1)、12)、これと同じ項目ですのでという意味で、関連する項目に番号を振っております。ということで、これ再掲ですので、この説明は省略いたします。

次、5)造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努めるということで、こちらにつきましては、安来インター線、それから斐川上島線、先ほど言いましたように沈砂池を設置しております。それから、佐陀川、新内藤川、これも該当ですが、シルトフェンスを行っておりますので、受注者が対応のほうには丸で、右は特に提出義務がないので、横棒にしております。

それから、飛びまして、(4)番、静かで安らぎが感じられる生活環境を確保しますというところの5)番です。低騒音、低振動型建設機械の使用に努めるということで、こちらについては、黄色で着色になっております。島根県の公共工事共通仕様書で定められていますので、受注者が対応欄、丸、発注者による確認も丸ということになります。

それから、飛んで、(6)番、環境への負荷の少ない”ごみゼロ社会”を目指します。というところで、1)建設副産物の発生量抑制に努めるということでございまして、これにつきましては、委員の皆様には説明や資料を送らせてもらっています。再資源利用促進計画書ですと再資源利用実施書になります。こういったのを工事の着手前、あるいは竣工の

ときに提出するようになっていきますので、これは全ての工事、丸ということになります。

これに関連しまして、下へ下りてもらって、5)番でございます。建設発生土の有効利用に努めるということで、これにつきましては、該当するのが安来インター線、斐川上島線、益田種三隅線、佐陀川、新内藤川、それから旭が丘地区となります。こちら、建設発生土があれば、有効に先ほどの1)か、こちらのほうで計画書なり実施書で対応していますので、左も右も丸にしております。

それから、6)植物廃材の有効利用に努めるということですが、これは該当が斐川上島線、佐陀川、この2つの地区につきましては、立木の伐採がありますので、こちらに該当しております。これにつきましても、再資源の利用計画書ですとか実施書で対応しておりますので、両方、丸ということにしております。

それから、7)番、建設副産物の有効利用に努めるということでございますが、これは津戸地区、安来インター線、斐川上島線、益田種三隅線、佐陀川、旭が丘地区、以上の地区が該当しております。これは現場内の方からアスファルト殻やコンクリート殻が発生していますので、これを適正に処理しているということで、両方、丸にしております。

それから、次、8)番です。しまねグリーン製品を活用するということですが、これは斐川上島線です。これは必ずこの製品を使用しなくてはならないわけではないのですが、業者さんのほうの判断で、こちらの地区はグリーン製品を使われております。

それから、下りまして、9)番、廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努めるというのは、先ほど出ました7)番の建設副産物の有効利用に努めるとつながりますので、こちらのほうはこれに合わせて、丸にしています。

それから、10)番、建設残土への廃棄物の混入回避に努めるということですが、これは、先ほど出ました5)番の建設発生土の有効利用に努めるということで、項目は一緒にしておりますが、混入回避に努めるような書類は実際出てきませんので、発注者による確認は全て横バーにしています。

それから、11)番、工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努めるということで、これにつきましても、全ての工事現場、該当はいたしますが、具体的な書類としての提出はございませんので、右はバーにしています。

それから、次のページに行ってくださいまして、2番、人と自然との共生の確保、(1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保しますというところの、9)番、汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努めるということですが、

これにつきましても全ての地区について該当はしますが、これに関する書類の提出はありませんので、全てバーにしています。

あと、残りの項目ですが、丸印いろいろついているのですが、全て再掲なりほぼ同等の項目となりますので、説明のほうは省略させていただきます。

○（会長）ありがとうございます。今、説明していただいたのですが、質問とか御意見があればお願いします。環境配慮全体について。

○（委員）1点教えていただきたいのですが、しまねグリーン製品の認定ってということで、これは必ずしも使わなくてもいいというようなことでしたが、受注した側で適切に判断すればよいとの意味ですか。

○（事務局）そういうことです。

○（委員）なぜ使用を強制できないのですか。こういう製品が既にあるのです。島根県でグリーン製品の認定制度を作成し、品名まで表示させて、地域のすばらしいものですよというお墨つきを与えている印象です、写真も見させていただきました。県の工事だったら、これ使いなさいという指示はできないものではないでしょうか。この点をお尋ねします。以上です。

○（会長）このお答えどなたか、いただけますか。強制はできないのかもしれませんが。

○（事務局）当方で認識している範囲では、グリーン製品のコンクリート製品は東部の業者で製造されており、県西部では、多分、今のところ製造している業者はいないと思います。地域で差がありますので、全県的にグリーン製品を使用するのはなかなか難しいのではないかと考えています。

○（会長）いかがでしょうか。

○（委員）例えば出雲の工事で、これ使用するように仕様書に記載すれば、それで終わりだと思います。そのことは発注者の権限ですからきっと、それが出来ないのですか。全県に渡る話であればそれもわかりますけど、運搬も大変だなと思います。やられている意図でこれだけやるのだと言っていることが、最後のところどころと滑ってしまうというイメージを受けたものですから、それは少し考え、検討すべきであると私は感じたもので、お尋ねしたところです。よろしく願いいたします。

○（事務局）先ほど説明に補足させていただきますと、同等の製品で、グリーン製品とそれ以外があります。どちらか製品を選択するのは、受注者側、工事をされるところの判断になります。発注者側から製品指定することは、民間の取引に立ち入る形なるため、ちよっとなじまないのではないかと考えているところです。

○（会長）ある業者だけ優遇してしまう結果になるってということですか。強制はできないけれども。

○（委員）ぜひ積極的に工事の打合時などで、使用していただきたね、使っていただければというふうにお話しすることは可能なのですかね。いや、それも、ある会社さんだけをということになるのでしょうかね。せっかくこのグリーン認定のチラシが何か泣きそうなものですから、これを使用するようにされたらいかがですかと。せっかく、これだけの資料をつけてですね、製造メーカーもこれ認定してもらいたいと、努力しますということを出していただいて、一生懸命、島根のこの中で会社が頑張っ出てそうかって言っとられるのに、何か少し情けないなと思ひましてね。何かそこは柔らかく御指導なりされても何もおかしくないような気がいたします。回答があったら教えていただきたい。

○（会長）特に今のところ、そういうふうな義務はなさそうなので、これは具申案に書いて、この委員会から提案していくしかないですね。

○（委員）そうですか。

○（会長）この表も、最初に僕たちが委員になった頃には何も添付がなかった。つけてくださいと言ひ続けて、徐々に環境に関することも事項も増えていますので、具申案で提案するようにしましょう。

○（委員）個人でそういうこと言っておるだけで。

○（会長）いえ、多分皆さんも同じことは思っておられるはずです。

○（委員）それならお願いします。

○（会長）ほかに何かありますか。

○（委員）今の委員のお話で、県西部にそういった材料がないという説明だったのですが、環境配慮を進めていくことは、こちらを作成といいますか、品物を増やしていくにも、こういったところからのそういった投げかけなり声かけで、より広がっていくと思ひますし、島根県で取り組んでいるという姿勢をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○（会長）私も何年かこの会議やっていますが、もう環境配慮のことを触れないでいるほうがおかしいのが世間の様子になっていますので、そこは触れていかないといけないうし、出来ることはやっってくださいと、こちらからもお願ひしていかないといけないうところですよ。そのように具申、ぜひ皆さんの意見を合わせたものとして出そうと思ひます。

ほかに何か御質問ないでしょうか。

特にないようでしたら、次、進んで大丈夫ですか。

【宿題返し、対応方針の決定 水産課関係】

① 農山漁村地域整備交付金（地域水産物供給基盤整備事業）津戸地区

○（会長）個別の箇所の質問と審議に入ろうと思います。

津戸地区には宿題が出ていましたので、そのお答えからお願いします。

○（水産課）津戸地区につきまして、委員のほうから2つ質問が出ておりますので、これについて説明をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、質問の一覧表の（2）番でございます。漁獲量について県全体と津戸地区の推移を見たい。それから、事業実施により条件がよくなったので、漁獲量がそこまで減っていないとか、そういった事業効果だと思いますけれども、そういったものが示せばということと、あと、可能であれば就業者数ということでございます。

これについては、お配りしております資料の右上に整理番号（2）番、番号①番、水産課と書いてあるものを御覧いただきたいと思います。漁業就業者数と漁獲量の推移をつけています。

まず、漁業就業者数についてですけれども、このデータにつきまして、農林水産省が5年に一度、調査公表しております漁業センサスのデータをつけております。今年がちょうど調査の年でして、データとしては平成30年までのものとなっております。それと、ここでいう漁業就業者数の定義ですけれども、これにつきましては、1年間に30日以上海上作業に従事している人ということになります。

まず、島根県全体でいいますと、平成20年から平成30年にかけては、漁業就業者数というのは右肩下がりで減っており、約1,000人余り減少、約3割、漁業者数が減少しています。津戸漁港でいいますと、平成20年から比べますと減少はしているのですが、平成25年から30年にかけては、若干4名ほどですけれども増加しているという状況でございます。

次、漁獲量についてですけれども、こちらも農林水産省の統計データで、こちらも令和2年までしかデータが確定しておりませんので、そのデータをつけております。まず、県全体でいいますと、平成30年までは11万トン以上のところで横ばいで推移していましたが、令和に入り不漁が続きますと、令和元年から3年までは大体8万トン台で推移をしております。ここにはつけてないですが、令和4年のまだ確定してないデータでは、島根県全体で9万8,000トンということで、若干持ち直してきているという状況でございます。津戸漁港でいい

ますと、こちら平成20年代当初から比べますと、半減している状況ではありますが、こちらにつきましては、近年は大体横ばいで推移しておりまして、漁獲量を維持しているという状況です。こちらもついてないのですけども、令和3年度は67トンということで維持しているという状況です。このデータから、この事業、今回の津戸漁港の事業による効果というところですが、明確な関係性というのはなかなか示せないのですけども、漁業環境の整備が進んだというところもございまして、漁業者数の離職が減って、また、外から入ってくる人、新たに漁業者となる人もいるということもございまして、漁業者、漁獲量の維持につながっているのではないかと考えています。

次に、もう一つの質問ですが、津戸漁港の漁業就業者数が平成25年から30年にかけて増えている要因について確認したいということです。これにつきましては、地元の漁協などに聞き取りを行ったのですが、明確な要因は不明という回答でした。ただ、聞き取りの中で、津戸地区については近年Uターンとか、地元に戻ってきた漁業者が多い印象があるというようなコメントは聞いています。推測となりますが、津戸地区は沖合に好漁場広がっており、漁業者にとって非常に魅力的なところだと思います。漁業で生活していける環境が整っているというところが一つ要因なのではと考えております。

回答については以上です。

○（会長）ありがとうございました。では、質問出された委員、何かありますか。

○（委員）ありがとうございます。特に追加はないですが、島根県全体で少なくなっている中、この地区での漁業の需要というものがどのようになっているのかということを確認したく、資料を用意いただきました。母数が非常に少ないなかでの微増ではありますが、就業者数が増えていることがこの地域で安全・安心な漁業ができることにつながっていればと思います。この事業の効果が一部寄与しているのではないのかと思っております。あと2年ほどで終わる事業ですが、早めに完成していただけたらと思っております。以上です。

○（会長）ありがとうございます。

ほかの委員さんは、何か聞いておかないといけないようなこと、ないでしょうか。

○（委員）すみません、参考までになんですけど、今、漁業者数は年間に30日以上作業される方を漁業者数と呼んでいるということだったのですけども、他にもいろんな業種がありますが、組合に登録しないとその数が確定してないとか、そういった何かがあるのでしょうか。

○（水産課）5年に一度調査を実施されていますが、当方も細かい調査の内容までは分からないのですが、恐らく漁協などに聞き取りにより調査をしております。これが組合員数とは必ずしも一致はしておりませんで、恐らく組合員数はもっと多くいるはずですが、実際に漁業に従事している人ということの数字になります。

○（委員）ありがとうございました。

○（会長）私も質問したいのですが、何か嫌なこと聞くような感じになるかもしれないのですが、1人当たり漁獲数や、港ごとに比較出来る気がしますが、そういうことをおられますか、漁業者がいて、漁獲量があるのですから。

○（水産課）当方もそちらの専門ではないのですが、県の農林水産基本計画の中にいろいろあるのですが、なかなか漁業だけで食べていける人は少ないというような報告にはなっています。調べれば、漁港ごとに、大体、ちゃんとやっけていける漁協とか、漁業とかですね、そうでない、ちょっと衰退している漁業、漁港とか、そういったのは一応データとしてはあると思います。

○（会長）割と、絶対するなっていう話ではなく、優先順位には何か利用できそうな気がします。ここからやったほうが、もっと儲かるっていうようなこと考えられそうな気がするのですが。整備をですね。

○（水産課）そうですね、はい。

○（会長）ちょっと思ったことを言ってみました、すみません。

ほかに何か御意見なければ、県の方針、継続ですけれども、委員会としても継続でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、継続でお願いします。

【宿題返し、対応方針の決定 道路建設課分】

⑤（一）安来インター線 社会資本整備総合交付金 島田2工区

⑦（一）斐川上島線 社会資本整備総合交付金 武部2工区

⑨（一）益田種三隅線 防災安全交付金事業 西河内工区

○（会長）次は、5番の安来インター線について、委員から特に質問は出てなかったと思いますが、何か御意見とかコメントあればお願いします。

○（委員）大体書いてある内容なのですが、やっぱり災害があったときを考えましても、迂回路っていうのはすごく大切になってくると思うのです。なので、早期の完成を

されることを望みます。以上です。

○（会長）ありがとうございます。ほかの委員の皆さんで何か御意見はないでしょうか。

では、なさそうでしたら、県の方針、継続ってということで、委員会もそれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

○（会長）7番ですね。7番の斐川上島線、武部2工区、これは委員が担当されていますが、今日、お休みです具申案のほうは、委員が書かれている内容をちょっと私が読んで説明するのですが、バイパス整備を行うことで、利用者の利便性、安全性を向上出来るし、周辺地域も活性化出来、社会的効果が高いことが認められています。委員は継続が妥当と判断されています。

ほかの委員の皆さんからは何か言っておかないといけないことはないでしょうか。ないですかね。

では、県の方針も継続ってということで、継続でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

○（会長）次は9番、委員の益田種三隅線、これも委員のほうからは質問は出てないのですが、何か委員の方からコメントがありますか。

○（委員）ここも、通勤・通学の生活道路ということで重要な道路ですし、指定避難場所への避難ルートということであり、早期の完成、地元の用地買収も全部終わっていますし、それから、先ほど説明があった、環境に配慮した取組もなされているということであり、あと、令和7年度に向けて着実に事業を進捗ということで、ここに書いておおりです。よろしくお願いします。

○（会長）という御意見いただきました。ほかの委員からは何か言っておくことはないですか。（「ないです」と呼ぶ者あり）大丈夫ですかね。

では、県の方針、継続なですけれども、委員会も継続ってということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

【宿題返し、対応方針の決定 河川課分】

⑪ 矢原川ダム建設事業 矢原川ダム

⑬ 広域河川改修事業 佐陀川

⑮ 広域河川改修事業 新内藤川

○（会長）次は11番ですね。矢原川ダム建設事業、委員から何かコメント等ありましたらお願いします。

○（委員）矢原川ダムについて質問をさせていただいて、B/Cの値をあらかじめ教えていただきましたし、あと、浸水被害を解消される地域の人口ですとか資産額、これについても教えていただきました。そうした教えていただいた情報を基に意見具申案のほう書かせていただいています。

この矢原川ダムの事業については、氾濫する氾濫域に市役所の三隅支所ですとか、JRの駅など、そういったものが存在しますし、あと、この当該流域の河川整備計画については、もう既に整備されている御部ダムと、あと、この矢原川ダムを、こちらによる洪水調節を前提にしたものになっておりますので、この計画の前提になっているこのダムの建設については速やかに続けていっていただきたいと思っています。よって、この事業については継続と判断をしています。

○（会長）ありがとうございます。順番を間違えました。委員から宿題が出されていたのですね。

○（委員）そうです。

○（会長）継続でよいでしょうというコメントいただいたんですが、河川課の方から何か追加しておくことはありますか。

○（河川課）整理番号4の費用対効果の報告について少しだけ説明させていただきます。

矢原川ダムの費用対効果の結果報告と併せて、対応方針の案の変更点について御説明いたします。

まず、費用対効果についてですが、これまで算定中としておりましたが、本日提示させていただきました費用便益比分析の結果のとおり、B/Cは1.7となっておりますので御報告します。

ダム事業の費用対効果の算定については、本年6月国から通知がありまして、新たな考えが示されました。この内容ですが、ダム事業は事業採択から完成までの事業期間が非常に長くなることから、物価上昇や消費税といった社会的要因に伴う事業費の変動が生じやすいという事情があります。このような予見できない将来の事業費の変動リスクに対応する目的で、試行的に残事業費の10%に相当する金額を事業費にプラスして費用対効果を算定することとなったというものです。これはダム事業の考え方ですが、全国的に行うこと

となりました。この算定方法から、事業費を現在220億円から240億円というふうに変更させていただきます。事業費についてはあくまで費用対効果の算定において残事業費の10%のプラスを見込むものであり、実際にはこれまでどおり220億円で事業管理を行っていきます。今回御報告しました費用対効果の結果から、第1回委員会資料のP11の1の対応方針案につきましては、事業費を240億、費用対効果を1.7に訂正させていただきます。

説明は以上となります。

○（会長）ありがとうございました。

今の説明も含めて、皆さんから何か御意見とか質問ありませんか。大丈夫でしょうか。

○（委員）聞き漏らしてしまったのかもしれないですけど、今、本年度見直しがあつてということで、事業費が10%アップ程度を見込むというお話だったのですが、これは初期の事業費に対して、その社会的な状況が変わったということ考えた場合の、何ですかね、年月の長さとかつていうのは関係ないですかね。例えば10年に対してとか、何か、今だと例えばインフレ率とか物価高騰率とかあると思うのですが、この数字っていうのはその辺り何か、より何ですか、規制といいますか、そういった何かあるのですか。

○（河川課）残事業の10%を見込むということになりますので、事業期間が長いとか短いってところは関係ないというところで、ちょっと試行的にこういった算定方法を行うということで国からお話があったところです。

○（委員）残事業の予算の、予算プラス10%ということですか。

○（河川課）残事業費の10%を全体にプラスするというので、今10億プラスしているということでございます。

○（委員）ありがとうございました。

○（会長）そのような指示が出たつていうお話ですよ。

○（河川課）はい、そういうことです。

○（委員）追加で教えていただきたいのですが、さっき御説明いただいたのはB/Cの算定の話ということでよろしいですか。10%上乗せする分、B/Cが低くなる方向に行くということですか。

○（河川課）そうですね。

○（委員）分かりました、ありがとうございます。

○（会長）その結果を今日の宿題のお答えとして出されているわけですね。

○（河川課）はい、その結果を反映した値が1.7というところでございますし、先ほど説

明したとおり、あくまでも、もともとのその余裕を見込まない220億円で予算管理は行った上で、そういった変動の事象が発生した際には、改めて国と協議をして最終事業費を決めるというところですので、取りあえずは費用対効果の算定上ということでお考えいただければと思います。

○（会長）よろしいですか。

○（委員）分かりました。ですので、事業費が10%上がるっていう意味ではないですね、B/Cの算定上。

○（河川課）はい。

○（委員）分かりました。

○（会長）まだこの先も分からないっていうことですね。

ほかに御質問ないでしょうか。

ないようでしたら、県の方針、継続、委員会でも継続っていうことでいいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

○（会長）次は、13番の佐陀川ですね。委員から質問は出されていませんでしたか。

○（委員）質問はですね、一応事務局を通して確認しておりますので、質問としては上げておりません。

○（会長）分かりました。

○（委員）よって、この本文に反映をさせておりますので、これを評価の意見として含めておりますので、その点御了解いただきたいと思います。

○（会長）追加でコメント等ありましたら。

○（委員）私、地元ですから、佐陀川は子供のときから泳いだり、ゴズを釣ったり、よくよく知っています。地形もよく知っております。それで、あえて文書で羅列すると皆さんの意識感覚が鈍ると考えたため、あえて再評価にしてということで箇条書にさせていただきました。

それで、御承知のように、非常に流れの緩い川でございます。よって、清原太兵衛が築いた空積みの石垣、これもほとんど崩れずに残っております。先ほどから環境配慮、生態系出ておりますけれども、現実にも、先行された武代橋の架け替え、これは原発の避難道路ということで優先されて、おおむねあの川幅で整備されるのだなという大体想定は地元も

ついております。その感覚で、例えば上流の空石積みがあるところ、ここは広げなくても大丈夫だという、その感覚はあります。ただ、水位の問題でかさ上げということになると、現在の石垣よりも護岸が高くなるのか、低くなるのか、そのところがまだ解明できませんけども、生態系としては江戸時代に造られた石積みの石垣を若干、風景として残していただきたいという要望はございます。

それから、この旧武代橋から終点の湊橋、一番難所でございます、地形的に。それで、一応7年度までで武代橋の取付け関係を完了して、8年度からその下流の測量設計に入る予定表は拝見をしております。ただ、あれから約1キロですか、湊橋の関係。両側に住居もございます。それから、右岸はほとんど市道、住居ですけど、左岸のほうがちょっと蛇行したような格好で、真っすぐ行けば砂山を削るということで、ちょっとS字に振ってあるのですが、あの緩みが、非常に流れが緩くなるということで常に土砂がたまります。この事業でも1回しゅんせつしておられますけども、現地見たら、またたまっております。よって、その設計の段階で全体の測量設計をして、どちらを起点にしてどちらへ広げるのかということもあろうと思いますので、住民からすれば、湊橋から測量が始まったけども、300mほどは決まったらしいけども、まだその下流は不明だということだと、なかなか地元交渉もしにくいだろうということで、工事を止めてでも、工事費を全額測量設計に充てて、令和8年度からの湊橋までの川幅、あるいはその対岸の護岸の工法とか、ここで川の幅を決めましたので、今の市道よりも家に向かって、例えば10メートル入りますということになれば、この住居は移転をしないとこの工事はできませんということをお早く説明しないと、地元交渉がいつまでも長引くってということと、今ちょうど世代交代で、現在住んでおられる方の年齢が大体平均80歳です。そうすると、早い段階で用地交渉進めないと、空き家になり、相続でもめたとかということになると、非常に用地交渉が遅れる、用地の確保ができないということがこの事業を進める上で一番の難点かなということは私も地元として把握をしております。

それから、地元以期成同盟があります。これは今、武台という地区の期成同盟で、その下流は昭栄という地区に入りますので、言ってみれば、集落が違う関係で、人間感情も多少違います。いうこともあって、武台も昭栄も含めて、共通レベルで全線測量設計をした結果、こういう路線決定をしたいですという話を早く持ち出すべきではないかということで、計画の条件として、早く用地交渉を進めるということと。それから、泥がたまる場所。あそこは、工法的にあそこだけは特別に広げるとかいう工法的な対策があれば、そう

ということ。非常に軟弱な地盤でございますので、護岸にしても、そういう新工法を使って、なるべく影響の少ない工事、あるいは、新工法でそこまで掘らなくてもやれるというような工法があれば、その工法検討ということも進めていただいて、十分な幅がありませんので、工事をするに至って、工事用道路、これに相当幅が要ると思うのですが、それも含めて、地元に対して、移転はここまでですが、工事するときには工事用道路が入りますので、うちのところは大丈夫じゃなくて、全体の測量設計、いわゆる計画想定断面プラス工事用道路を含めた関係で地元工事に当たっていただきたいなということの早く進められるということを条件に継続としておりますので、よろしくお願いをします。

○（会長）ありがとうございました。

ほかの委員さんから何か追加で御意見はないですか。

では、県の方針は継続ってということで、委員会としても継続でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

○（会長）次は、15番の新内藤川、委員の担当ですが、質問があったですね。合流点にあるポンプ排水能力についての質問があったと思うのですが、これは河川課さんに答えていただくところでしょうか。

○（河川課）委員のほうから現地調査の際に御質問いただいております、新内藤川と神戸川の合流点にありますポンプの排水能力についてです。こちらは国のほうが管理をしております、国のほうに問合せをして確認をいたしました。排水能力としては、20m³/Sということで、1秒間に20トンの水を排水するという能力のポンプがあるということでした。以上です。

○（会長）委員が質問されたと思うのですが、どうでしょう、お答えについて。

○（委員）ありがとうございます。お尋ねしたのは、実は、私、湯谷川関連の方で暮らしているものですから、それで、湯谷川の一番下流域のところで、排水ポンプ方式を取るといような形をしているので、それも20トンぐらいだったと記憶してまして、ここはどのぐらいの規模で実施されているのかなと思ってお尋ねしたところで、これ、継続とかどうの、そういう意味じゃなくて、どのぐらいの量が、いわゆる排出量でもって排出する計画かなと思ってお尋ねしたところでした。ありがとうございました。

○（会長）委員の担当ですが、今日お休みなので、委員の書かれている具申案の中

から、まだ暫定断面であることをすこし機にしておられて、B/Cも大きい事業で、より流下能力を早く高めてほしいというような具申案になるようです。

ほかの委員さんからは何かないでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、県の方針、継続ですが、委員会の方針も継続ということによいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

【宿題返し、対応方針の決定 港湾空港課分】

㊸港湾改修事業 益田・高津工区

○(会長) 次は、委員の益田港に行く前に、私が質問した浜田港の福井長浜地区のコンテナの道路交通量の質問の回答をお願いします。

○(港湾空港課) 第1回の委員会の際に、浜田港の福井長浜地区について質問がありました。コンテナ貨物は福井地区と長浜地区の間で車両何台分が移動しているのかという質問です。こ回答としましては、月当たり概ね100台ということになります。以上です。

○(会長) 月なんですね、日じゃなくて、月なんですね。分かりました。

それでは、次は、20番ですか、益田港・高津地区、委員の担当の箇所で、宿題が出ていました。そのお答えをお願いします。

○(港湾空港課) 第2回の現地調査の際に益田港の係船料金は徴収するのかという御質問をいただいております。これについては、県の条例により徴収しています。なお、5トン未満の船舶であるとか漁船については使用料を減免しております。この資料のほうが付のほうにつけておまして、そちらのほうに条例の抜粋ですとか減免措置要綱の記述のところをマーカーで線を引いております。以上になります。

○(会長) ありがとうございます。

○(委員) はい、ありがとうございます。

○(会長) ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。聞いておくことはないでしょうか。

ないようでしたら、県の方針、継続として、委員会も継続でよろしいでしょうか。

○(委員) すみません、今出させていただいている案について、一言よろしいですか。

○(会長) どうぞ。

○(委員) 最後書いているのですが、この再評価委員、多分8年ぐらいさせていただいていると思うのですが、その間、やっぱり、実際に公共事業はそういうものなのかも

しれないのですけども、先ほども26年ですとか、この事業も、今回担当させていただいた事業も30年になっていまして、その間の再評価、一応ずっと資料ですとか今までのことをちょっと確認させていただいたら、今回6回目となりますけど、実際にその予算ですとか、自然とのやり取りとかあるので、難しい面はすごくあると思うのですけども、今回も皆さんのこの具申を拝見しましたら、ほぼいろんな方が、速やかにとか早期っていうふうに表現変えて、長くなっているのここに上がってきているとは思っているのですけども、早く実現することを皆さん盛り込んでらっしゃるっていうふうに思うのですけども、多分その再評価ごとにそのようにお伝えしてきたと思うのですけど、でも、実際にはそういう、例えば30年ですとか、今まで経過しているっていうことは、努力されているにもかかわらずそういう状況になっているっていうのが現実で、何かそれを、すごい失礼な言い方にはなりませんが、なあなあで来ているっていう感じがすごくしています。ですけど、今日も漁業者が減っているとか、社会情勢が変わっているお話あったのですけど、実際のところ、30年も経過しますと、もう就労をしてらっしゃらない方のほうが多いのではないかと考えまして、何かそういう形でずっとこれまで来ているのを、やはりこの最後にも書かせていただいたのですけども、再評価が何回までですとか、ある程度の期限を切らないことにはうまくいかないのでは、公共事業以外にも本当にたくさんいろんなことが、予算を欲しい部分ってたくさんあって、皆さんの税金がいろんなことに使われていると思うのですけど、何かそれをずっと疑問に感じながら、ここ何年も委員させていただいていまして、ですので、何かその辺りをもう少しいい状態に持っていける方策といいますか、そういったものはないのかなと思って、最後に、何ですか、期限を設けていうところをちょっと入れさせていただいて、実際のところ、予算が業者さんに、何ですかね、事業をお願いするには、その年度ごとなのか、で予算を組まれるのかもしれないので、ちょっと難しい部分はあるかと思うのですけど、30年で6回も再評価を行うのは、私としてはどうしてそのようなことに、何か長期の計画に立って行っていれば、少しずつ社会情勢ですとか自然災害ですとかっていうことはあるとは思っているのですけど、その辺りがなかなか咀嚼できない部分で、そこをどうにかこの、何ですかね、具申案に伝えたいというか、盛り込んでいただきたいという気持ちがあって、そここのところもちょっと書かせていただいたというところですけども。

○（会長）多分この中に30年前にこの仕事していた人、ほとんどいないような気はするのですけど、そういう長期的な考えを事業採択当初にあったかなかったかっていうと、多分あったのではないかとはい思うのですが、何かこの辺のことをちょっと合理的に説明して

いただくっていうのはやっぱり難しいでしょうか。県のどなたかからは難しいでしょうか。

○（会長）難しいとは思いますが。

○（委員）委員さんの言われることは大変よく分かります、よく分かります。私も技術者ですので、基本的に見るときには、上位事業があつて、もう既に国営事業などが行われている、国営事業の国道が完成している、これへ接続路線とか、佐陀川のように、もう上位は大橋川の治水関係ですよ。必ず実施しなければならない事業ですよ。そういう分については当然継続と書きますよ、止めるわけにはいかないから。

要は、止まった事業っていうのは、中海干拓をやめましたよね。これは当時の食料増産費でした。今は農業基盤整備費ですけども、当時は米が足りなかった、そういう時代でした。どんどん田んぼを増やして米を作ろう。だから、食料増産費でした。それが50年代入ってから農業基盤整備費に変わりました。そんなときに、今度は減反が始まって、もう水田要らない。食料十分にあるということになって、あれは中止されましたよね。環境配慮があつたかないか分かりませんが、相当、宍道湖の漁業界も反対運動していましたが、あれは中止になりました。

だから、よほど大きな社会情勢が変わらない限りは、普通、この事業を採択するとき、必要性が認められると予算付けされます。予算がついて、この工期で完了しますよということに着手するんですけども、なかなかその予算の付きが、政権が替わったりとか災害があつたりとかすると、もうその10年で完了することはなく、10分の1でも予算が付けば10年で終わるんですけども、なかなか予算の付具合で遅れるとか、それから、特に土木工事はやってみないと分からない工事ですよ。今設計した図面は参考だから、ボーリングも本当は緻密に掘らなければならないけど、大概ね100m間隔などで行われていたり、不良な土壌が出た、硬い岩盤が出た、このときは設計変更等が行われますが、そうすると、当然、工事費も上がってきたりとか、処理に手間がかかり、工期が延びるとかいうことですので、大体土木工事は、計画どおりにいかないというのが土木なんです。建築工事は空間へ建てますから、大体基礎が決まれば、空間だから、どういう大きさを、どういう鋼材を使って、どういう形にします、これには変更はかからないですよ。土木工事とか河川なんかはやってみなければ分からないということがあるものですから、つい工期が延びたりとか、加えて、予算の付が悪いということで、本当は先ほどの佐陀川の測量設計でも、全線、全部やりたいけども、予算がついてこないのですよね。それで、早くして早くして進めなさいとは言いながら、予算がついてこないということもあつて、工期が延びる。それから、

いたずらではないけども、大きな地質の変更で事業費が上がることもあるということですので、言い方悪いけど、不明確言うてはなんなんですが、進める中で変更があり得るのが土木工事ですので、そのように御認識いただいたらと思いますが、よろしくをお願いします。

○（会長） さっきのメーカーの話と割と似ているかもしれないなと思うのですが、あるところだけ集中して、2年で完了させる、益田だけどんどんお金つき込むっていうのは、何かほかの、県のほかの場所でもきっと困っている人いて、幾らか手つけてあげないと、何か怒るとは思うのですよね。全体のことを見ていると、1か所ばっかりちょっと集中して実施するのは難しいのかなと私は思っていたのですが、何か次長さん、お願いできますか。

○（次長） 既に委員と会長にかなりお話ししていただいたところです。全体的な計画は最初に定めてやってはいますけども、やはりさっきおっしゃったように、予算、もうかなりのスケールで公共事業の予算というのは減ってきておりまして、したがって、1か所当たりの予算も減ります。さらに加えて、物価の高騰ですとか、人件費もかなり上昇をしておりますので、少ない予算の中で、しかも費用もかかってくるということになると、スケジュール的にも遅れていくというようなことは傾向としてございます。

ただ、だからゆっくりでいいということではございませんので、なるべくいろいろやらせていただいて、コストを縮減図り、計画も変えて、なるべく費用を抑えると、さっき河川であった新内藤川なんか、暫定断面でやったというのも、それも一つのやり方でして、最初から完成断面で下流からやっていくとすごい長期間かかりますので、少しでもよくしようということで、暫定的な断面でまずはやってと。これから本格断面に入っていけば、またさらに長期化はしますけれども、そういったことで、限られた予算ですけども、会長がおっしゃったように、地域的なこともありまして、全体を少しずつでも安全安心にしていきたいということもございますので、そういった格好にはなっております。ただ、それでゆっくりというわけにという気持ちはありませんので、しっかりと予算も国に要望もしておりますし、ついた予算を効率的に使うということに努めておりますし、これからもそうしたいと思っております。以上でございます。

○（会長） どうでしょうか、委員さん。

○（委員） ありがとうございます。

○（会長） この委員会で、僕たちはずっと苦情を言っているわけではなくて、ずっと長く事業が続いていますけど、こんな理由ですよっていうのをちゃんと説明していくってい

うのがこの委員会の仕事なのかなと私は思っています。なので、理由があるならシッカリと聞きたいし、お金が妙に増えているならチャンと聞きたいしっていうところをはっきりさせていく場所なのかなと私は思っています。

これは今度、逆に質問なのですが、この委員会で、もうそんなのはやめてしまえ、みたいなことはあったのでしょうか。それ、無駄過ぎるみたいなこと、あったんですかね。

○（委員）私、ちょっと今回、この文章を書かせていただくのに、遡って私が調べたところによりますと、ここ20年で2件出てきています。

○（会長）本当ですか。

○（委員）私が調べたのでちょっと分かりませんが、でも、全国的にはほぼ中止を言っているところというのはすごく少なく、128件あってもゼロだとかっていう県もあって、ほぼ公共事業はそういうことになっていないのだなということが、今回いろいろ調べて分かったところです。

○（会長）そうだとすると、この委員会で今やりかけている仕事をもう地元の人も知っていて、何かちょっとこれ、無駄なのでやめますよっていうのも相当難しそうですね。もう既に始まっていたのに。

○（次長）ちょっと補足です。結果的に2件ということはあるのかもしれませんが、我々の事務方の仕事として、常にこの再評価委員会というのは意識して工事の計画も立てますし、B/Cが出ないような計画は、仮に事業が始まったとしても、再評価委員会で駄目になりますので、最初にしっかりと評価しています。それは事業事前評価といいますけど、やりますし、工事が変わってお金が上がるというときも、やっぱり、いや、それは高過ぎるでしょうという議論があったり、この再評価委員会で結果的に中止にはなってないですけども、ちょっと言い方あれですけど、抑止力というとあれですけど、かなり意識はして、事業の計画とか実施をしているということとはございます。ここで中止という判断にならないように仕事を進めているということとはございますので、そこは御理解いただけるとありがたいと思っています。

○（会長）ありがとうございます。

○（委員）通常、全体事業を眺めて、継続とか云々を委員が判定します。5年後は多分私いませんので、5年先の再評価委員会の方にここまで出してなさいという数値目標、例えば、今私が言った佐陀川の用地交渉、今28%だけど、これを5年後に70まで引き上げなさいと。上がってなかったら事業の継続認めませんというふうな条件をつけるというふう

なことは、例えば今日、委員がおられるのですけども、そういう担当委員が出して、みんなが合意したと、用地交渉率を上げないとこの事業は完遂しないなという皆さんが思いを持ったとすれば、それは数値目標として必ずやっていただかないと、評価委員会が終わったから、もういいでは、こうではね、評価委員も替わるし、担当者も替わりますよね。そうすると、ここで評価をして、論議をして、宿題を出したのに、5年先、うやむやになってしまったと。これじゃいかんから、お互いに品位を持って、この委員会が継続されますことを祈っております。

○（会長）何か本質的なお話になってきていますけど、前に私もこの委員会で一遍言ったことあるのですけど、公共事業を実施するための再評価を受けた、というアリバイを作る委員会にならないようにしましょう、というのを委員の皆さんと話しをしたことがあります。そのように多分動いているはずですよ。大分、県の担当課の皆さんには嫌なことを言う委員会だと思います。なので、役には立っておると思います。

ちょっと最終回にやるような話になりました。まだもう1か所残っていますので、そっちに行きたいと思います。益田港、県の方針、継続ですが、継続でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、継続するというごことをお願いします。

【宿題返し、対応方針の決定 砂防課分】

22) 事業間連携砂防等事業 旭が丘地区

○（会長）最後ですね。22番、旭が丘地区砂防事業ですね。

委員のほうから質問は出てなかったのでしょうか。なかったですか。

では、コメントをお願いいたします。

○（委員）私はこの旭が丘地区とは反対の出雲市寄りのほうに暮らしているものですから、こんな地滑りが起きているとは正直あまり存じ上げなかったです。そういう立場にはいなかったということもあるのですけど、現場行かせてもらって驚いたというのが正直なところです。地滑りということで、それに対して必死になって調査して対応されているというのには感謝をしておりますし、もう1点、意外に思いましたのは、住居移転とかいうのがあんまりやられていないという、皆さん方、そこにちゃんとお住まいになっているというのが非常に驚きをもってこの話を伺ったところでございます。それはそれなりに対応されているということで、皆さん方は頼んでいるというような意味合いもあるのかなとい

うように、いいように考えれば、そういうような気もしました。

工事は着々と進めてやっていただきたいというように思います。日々足元がどんどん崩れるようではみんな心配ですから、早期にお願いしたいというのは、そういうように強く思ったところです。

最後に書かせていただいたのですが、最後に、対策実施までの間、引き続き地滑り監視もよろしくお願ひしますというように、ぜひともお願ひしたいということでもさせていただきました。雨が降ったり、大雨が降ったりした後、それぞれ監視点で、水量測定なり地滑り計で移動がないかという確認はしていただいていると思います。非常にうれしく思ったところがございます。ありがたいなと思っているところです。家にずっと皆さん方住んでおられるという状態ですから、ぜひこれらの監視を引き続きお願ひしたいというふうに思います。

質問事項には上げてなかったのですが、監視の体制というのは、地滑り指定されたら誰が監視するものかっていうのを現場でそのときは詳しく説明を聞かなかったのですが、監視の責任者というか、責任者っていうのがおられるかどうか分かりかねますが、いわゆる監視を担当する部署というのは施行の県なのか、あるいはその土地内におられる地域の市町村なのか、その辺はどんなのかなっていうのを勉強してなくて分かりかねますが、これを継続するとかしないとか、ちょっと全く関係のない話だと思ったので、できれば、ここに多少とも意味が分かればと思ってここに記させていただいたところです。分かる範囲内で、分かれば教えてやっていただければというふうに思います。それが継続とかなんとかということとは全く関係なく。監視体制をやっていただいていることはよく分かったので、それはどこでコントロールされているのかと思って、それで、皆さん方に周知なりも含めて、どこでコントロールされているかっていうのをちょっと分かれば教えてやっていただきたいと思います。

○（会長） 砂防課さん、お願いします。

○（砂防課） 地すべり防止区域に指定されてからすぐ監視をするっていうことではなくて、地すべり防止区域に指定されて、そういった地滑り現象があつて、県のほうで事業を行うっていうことになった際に監視するための観測孔、穴を掘って、その水位を観測したり、動きを観測したりっていうことを県のほうで行うようにしています。以上です。

○（委員） どうもありがとうございました。

○（会長） ほかの委員の皆様からは。

○（会長）委員、お願いします。

○（委員）平成30年度に地すべり防止区域に指定されていますけど、もともと地滑り地帯なのですか。

○（会長）どうでしょう、砂防課さん。

○（砂防課）こちらが国交省所管の地すべり防止区域に指定しておりまして、この周辺にはほかの農林部局の地すべり防止区域が指定されていますので、地形的にいうと、そういった地すべりが多い地域にはなるのかなと思います。

○（委員）聞きたいのは、そういう地滑り区域にこんな団地を造成したのか、そうとは知らずに造成し、滑り出したから、地滑り指定を受けたのか、そこの入り口の話ですよ。

○（砂防課）はっきりとしたことは分からないのですが、地形的にはやはり周辺もそういった地滑り指定がされているので、そういったところなのかもしれませんが、造成をされたから地滑りが誘発されたっていうところまでは、どうしても事象が起きてから区域を指定して調査するので、そこまでは少し分からないっていうところがございます。

○（委員）現地も見ましたけども、結局、全国あちこちの住宅問題が出ているけども、地滑り地帯だという認識で設計をした団地ではないですね、あれは、やり方が。で、滑っちゃったから補助金を受けて直さないかんということで指定をしちゃったということでしょうけども、これ、滑り面がちょうどマウントとした山の岬をあちこちから削ってるから、こっちの滑り面なのか、こっちの滑り面なのか、円弧滑りがどっちを向いているのかなと思って現地を見ました。だけども、今住んでおられますので、もう令和8年に完了予定だから、今やめなさいとは言えませんけれども、そういう危険なところに何げなく団地造っちゃったと、動き出しちゃったから何とかせないかんという場面ではないかなというふうに現場を見ました。よって、この工期でこの工事して、なるべく早く完了して住民の安全を守る言いわれましたが、上がり口のところでちょっとまだ危ないところがあるかなというふうに見ました。以上です。

○（砂防課）ありがとうございました。

○（会長）ほかに委員さんから御意見はないですか。

ないようでしたら、県の方針、継続ですが、継続でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

では、以上で全箇所の方針が決定しました。

委員の皆さん、今日のお話を基に意見具申、もう大分書いていただいていると思います
が、次回、最終確認になると思いますので、よろしくをお願いします。

自分のほうは、皆さんのまとめていただいた意見を見て、総括的意見を今からまとめま
す。今日もいいお話がたくさん出たので、大分中身、書き足さないといけないと思います。

○（会長）今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

（2）その他（今後のスケジュール）

○（事務局）それでは、議事次第の最後のページを御覧になってください。スケジュー
ル（案）って書いてあるところがございます。

次回、第5回委員会は11月20日月曜日に開催します。知事への意見具申について御審議
いただき、委員会として最終的な意見として意見具申の内容を決定していただきます。

各委員におかれましては、既に意見具申の暫定案を提出していただいておりますが、本
日の委員会の審議内容を踏まえて、もし変更箇所とかあれば修正、追記していただきまし
て、11月6日月曜日までに事務局へ意見具申案を提出ください。提出はこれまでどおりメ
ールでお願いいたします。事務局はその意見具申案を取りまとめた後、寺田会長へ11月10
日金曜日にはお送りしますので、会長は11月15日水曜日までに総括的意見を事務局に提出
していただきますようよろしくお願いします。時間に余裕を取ることができず、委員の皆
様には大変御負担をおかけしておりますが、よろしくお願いします。

事務局からは以上でございます。

○（会長）それでは、皆さん、執筆よろしくお願いします。

今日予定されていた議事はこれで終了です。委員の皆さん、御協力いただきありがと
うございました。では、マイクはお返しします。

○（事務局）それでは、寺田会長、委員の皆様、長時間にわたりまして熱心な御審議い
ただきましてありがとうございます。

繰り返しますが、第5回再評価委員会は11月20日月曜日に行います。場所は、今度は松
江ニューアーバンホテルで行いますので、お間違いのないようお願いします。

次回の第5回が最後の委員会となります。御出席いただきますよう、よろしくお願いします。
ます。

それでは、これもちまして第5回の公共事業再評価委員会を終了させていただきます。
本日はお忙しいところ、ありがとうございました。